

第1章 身体障害者手帳について

第1章 身体障害者手帳について

1 身体障害者手帳の意義

身体障害者手帳(以下「手帳」という。)は、身体障害者福祉法(以下「法」という。)の別表(P.3参照)に掲げる一定程度以上の障害を有する者に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として市長が交付するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス(①居宅介護(ホームヘルプサービス)などの介護給付 ②共同生活援助(グループホーム)などの訓練等給付)の支給、補装具(車いす・義肢・補聴器)の給付、自立支援医療(更生医療)(ペースメーカー等の心臓手術・人工透析)の適用や日常生活用具(特殊寝台、入浴補助用具、頭部保護帽、ストマ用装具など)など、手帳を取得することにより受けることができる給付があります。

また、各種の福祉施策や、他の制度による福祉措置(税の控除・減免、JR運賃の割引など)についても、手帳の交付を受けていることがその対象の要件となっている場合があります。

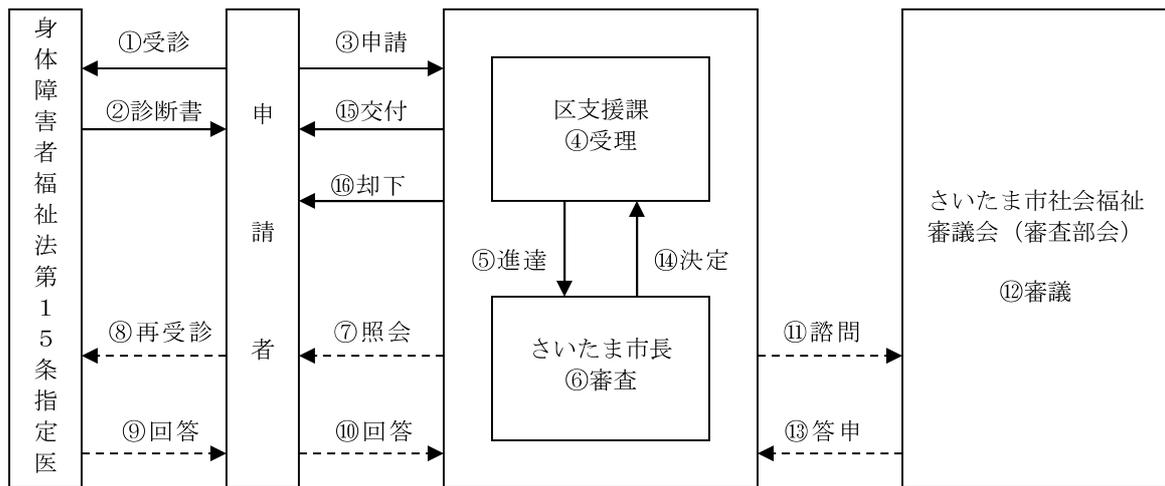
なお、障害の評価については、身体障害者福祉法のほか国民年金法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法などで障害の等級が規定されていますが、その障害程度はそれぞれ異なっており一致していませんので、注意が必要です。

2 身体障害者手帳の交付申請

身体に障害のある者は、法第15条第1項に規定する指定医師の診断書を添えて、福祉事務所を経由して、市長に手帳の交付申請をすることができます。

なお、本人が15歳未満の児童については、その保護者が代わって申請するものとしています。

申請書の提出を受けた市長が、診断書に基づいて障害程度を審査した結果、その障害が法別表に該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付します。また、法別表に該当しないと認めるときは、理由を附してその旨を申請者に通知することになっています。



- * さいたま市社会福祉審議会に諮問するものは、
- ア 認定が困難な場合
 - イ 却下相当の場合（法別表に該当しないもの、又は障害程度等級に変更のないもの）となります。

〔提出書類〕 身体障害者手帳交付等申請書 1 通
 指定医師の診断書 1 通
 写真(たて4 cm、よこ3 cm) 1 枚

〔提出先〕 区役所支援課

3 身体障害者の範囲

身体障害者の範囲は法別表によって以下のとおり定められ、また、各障害区分毎の等級は法施行規則別表第5号によって次頁のとおり定められています。

(法別表)

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - 1 両眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
 - 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
 - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
 - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - 1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - 2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害※で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

※ 政令で定める障害

- 1 ぼうこう又は直腸の機能の障害
- 2 小腸の機能の障害
- 3 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- 4 肝臓の機能の障害